

質疑回答書

令和7年8月19日
吹田市水道部

件名 新車更新リース（軽貨物車（軽ダンプ車））

番号	項目	質疑事項	回答
1		故障修理について、通常の運転による不具合、故障のみメンテナンス対象となり、運転者の故意、過失及び飛び石や駐車中の当て逃げ等による損傷はメンテナンス対象外となりますがご了承頂けますでしょうか。	お見込みのとおりです。
2		その他で荷台に小さな穴をあけられた場合、車両返却時に穴をふさぎ、塗装して原状回復頂けますでしょうか。	改造部分については、修理・回復せず現状有姿での返却を想定しています。
3		本件は長期継続契約でしょうか。長期継続契約において翌年度以降の予算が減額・削除された場合、契約変更または契約解除時に賃貸人への損害補填は可能でしょうか。可能な場合においてその旨を契約書条文に明記することは可能でしょうか。	本件は長期継続契約ではありません。予算においては債務負担行為を設定しているため、翌年度以降の予算の減額、削除はありません。
4		受注者の不可抗力による納期遅延について(メーカー生産遅延、天災、部品供給不安等)受注者の責によらない納期遅延についてペナルティ対象とせず協議対象としていただくことは可能でしょうか。	お見込みのとおりですが、ペナルティ対象とならない車両調達の可否の判断期日は、「仕様書 6. 登録希望日」に記載のとおり、令和8年4月末日になります。
5		契約書はリース会社書式ですか。貴市書式でしょうか。貴市書式の場合、契約書案の開示願います。	契約書は吹田市書式です。ホームページの本案件「その他」に添付しております「契約書(案)」のとおりです。
6		契約保証金について免除対象となる条件があればご教示ください。必要な場合において落札後いつまでに納付すればよろしいでしょうか。	本件においては契約保証金の免除はありません。契約保証金の納付期限は契約予定日の令和7年9月11日です。
7		月走行距離のご教示願います。なお、月走行距離が極端に短い場合において車両未稼働によるバッテリー上がりの交換はメンテナンス対象外となりますがよろしいでしょうか。	予定月間走行距離は約160kmです。車両未稼働によることが原因だと判断できる場合は、お見込みのとおりです。
8		本件、落札後から納車までの間、年度をまたぐ為、万が一、公租公課金額の改定等によるリース料が変更となる可能性があります。契約金額変更は協議対象となりますでしょうか。	協議対象となります。
9		履行保証保険証券は契約書を添付し保険会社に申込を行う為に履行保証保険証券取得に日数を要しますがよろしいでしょうか。(押印は9月11日までに可能です。)	契約予定日の令和7年9月11日までに履行保証保険契約内容の確認ができる書類(申込書等)の提出が必要になります。
10		履行保証保険期間の始期は契約日からよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
11		応札時は納期確認し間に合うことを確認の上応札し、契約成立後に特殊事例である、コロナ禍及び天災等の理由により、部品供給業者の工場生産停止等があり、自動車メーカーの生産調整の為に納期予定が変更になった際は、納車完了予定日がずれましても受注者に責が無ければその登録日に合わせて変更契約を結び、遅延によるペナルティーは発生しないと理解してよろしいでしょうか？	番号4を御参照ください。
12		バックカメラ・ドライブレコーダー・ラジオの電装品はメンテナンス対象外となりますがよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。